

## 第4章 推進する施策

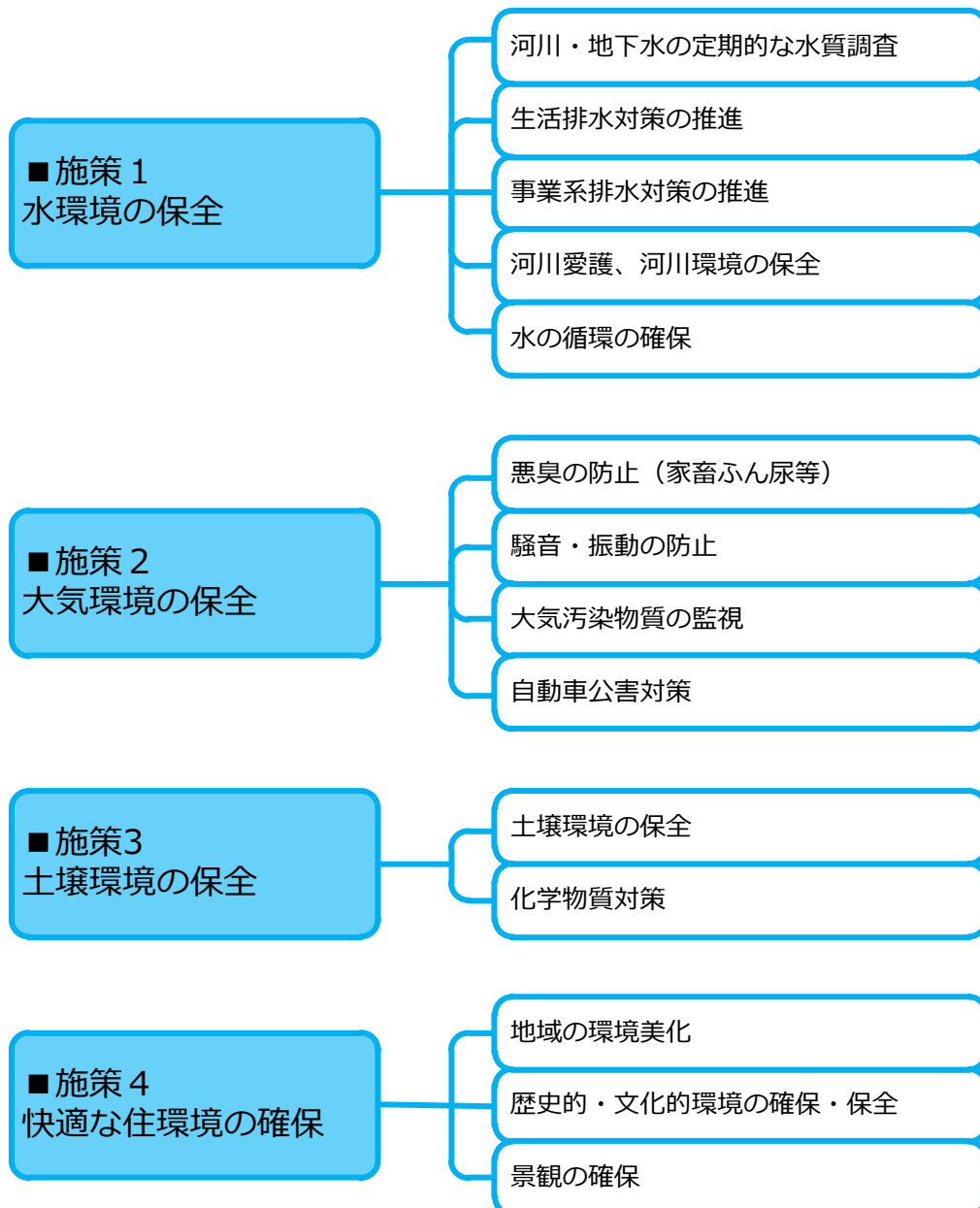


# 第1節 生活・快適環境



本市では、良質な水・空気・土壌環境を維持し、快適な生活環境の保全に向けて、公害防止の取り組みや生活排水及び工場・事業場などの排水対策、本市の歴史・文化を活かしたまちづくりに取り組んできました。

本計画においても有害物質による汚染などの心配のない、安全で快適な生活環境が保たれるまちを目指します。



## ■施策 1：水環境の保全

- 肝属川水系について、水質保全に対する意識を啓発しながら、市・市民・事業者が連携して水質改善の取り組みをさらに推進するとともに、環境保全型農畜産業の推進、水質浄化施設の設置など、総合的な水質浄化対策を推進します。
- 河川への生活雑排水の流入、地下水の汚染を防ぐため、公共下水道の整備区域内については、接続率の向上に向けた取り組みを進めていきます。
- 生活排水対策総合基本計画に基づいた生活排水処理施設（合併処理浄化槽）の整備を進めるとともに、合併処理浄化槽や既に設置済みの単独処理浄化槽の適正な維持管理を関係機関と連携して推進します。
- 肝属川などの市内の主要河川は、河川愛護の観点からの保全・整備を進めるとともに、市民参加型の清掃を含む監視活動を実施し、市民の身近な憩いの場となる河川の創造を目指します。

### 1 市の取り組み

<p><b>河川・地下水の定期的な水質調査</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 河川の水質調査や有害物質の測定、地下水の調査など、公共水域*における BOD、COD など水質汚濁に係る環境基準項目の定期的な調査を行います。</li> <li>□ 水質調査結果については積極的に公表し、市民・事業者に対して啓発や指導を行います。</li> <li>□ 排水の直接浄化と流域住民の水環境改善に関する啓発を図るため、関係機関と連携し、水質汚濁の顕著な排水路などでの水質浄化対策を推進します。</li> </ul>	<p>生活環境課</p>
<p><b>生活排水対策の推進</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 公共下水道事業及び農業集落排水事業の整備区域内については、接続率を向上させる取り組みを進めます。</li> <li>□ 公共下水道事業及び農業集落排水事業の施設は、適切な維持管理に努め、公共水域の水質保全を図ります。</li> <li>□ 公共下水道事業及び農業集落排水事業の整備区域以外については、補助事業の実施などにより、汲み取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進します。</li> <li>□ 浄化槽が適正に維持管理されるよう、設置者に義務付けられている保守点検、清掃及び水質検査に関する啓発に努めます。</li> <li>□ 生活排水については、家庭における自主的な負荷削減行動を促進するための普及啓発を推進します。</li> <li>□ 廃食油回収ポストの設置などにより、河川の水質安全の啓発に努めるとともに、リサイクル意識の向上を図ります。</li> </ul>	<p>生活環境課 下水道課</p>

<p><b>事業系排水対策の推進</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 関係機関と連携し、排水の監視・観測を行うとともに、必要に応じ指導を行います。特に、水質汚濁防止法に規定する特定施設を有する事業所は、法令及び環境保全条例に基づき、監視・指導を行います。</li> <li>□ 農業による地下水・河川汚染を防止するため、適正な施肥や減農薬・減化学肥料栽培の促進など、環境保全型農業※を推進します。</li> <li>□ 畜産業に起因する地下水・河川汚染を防止するため、畜産環境センターの維持や、畜産農家による家畜排せつ物処理の有効活用や適正処理を推進するなど、環境保全型畜産業を推進します。</li> <li>□ 「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に定める処理施設の整備を推進します。</li> <li>□ 家畜ふん尿を利用する農地の届出制度を検討するなど、適正施肥の指導を推進します。</li> <li>□ 排水路浄化施設等において、微生物を活用した水質浄化対策を検討するなどして、効果的な対策が持続するよう維持・管理に努めます。</li> </ul>	<p>生活環境課 畜産課</p>
<p><b>河川愛護、河川環境の保全</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 環境監視員の配置などにより、水質汚濁、不法投棄、悪臭などの水環境に係る流域の状況を監視します。</li> <li>□ 環境出前講座などを通じて、肝属川の水質浄化対策など河川環境の保全を、市民・事業者に啓発するとともに、次代を担う子どもたちに対して、水生生物学習などの環境教育の推進に努めます。</li> <li>□ 関係行政機関、地域住民・団体が参加して実施している清掃活動（肝属川クリーン作戦など）を引き続き実施するとともに、地域住民・団体による河川清掃・愛護活動を支援します。また、関係団体間のネットワークづくりの支援を推進します。</li> <li>□ 河川改修に当たっては、災害を未然に防ぐことを主眼に置きながら、自然を残す工法を検討するなど、生物多様性に配慮し、河川の持つ自浄作用を大切に河川づくりに努めます。</li> </ul>	<p>生活環境課 生涯学習課 道路建設課</p>

<p><b>水の循環の確保</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 保育・間伐の計画的な実施など、健全な森林の育成管理に努め、保水力の高い森林づくりを推進します。</li> <li>□ 水道施設の適切な維持・更新を図りながら、安全でおいしい水道水の確保に努めます。</li> <li>□ 各種の啓発活動の実施により、家庭や事務所における節水意識の高揚を図ります。</li> <li>□ 市街地においては、透水性舗装や雨水浸透ますの設置を促進し、雨水の地下浸透を図ります。</li> </ul>	<p>生活環境課 農林水産課 業務課 都市政策課 道路建設課</p>
-----------------------	---	--

## 2 市民の取り組み

<p><b>下水道、浄化槽の利活用による水質保全対策</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 下水道が整備された地域では、早期に下水道に接続するようにします。</li> <li>□ 下水道の未整備地域では、汲み取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に努めます。</li> <li>□ 浄化槽については、定期的に保守点検・清掃を行い、適正に維持管理します。</li> </ul>
<p><b>日常生活における水質安全対策</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 日常生活を送る中で節水に心がけ、家庭からの排水の減量に努めます。</li> <li>□ 浴槽の水を洗濯に使ったり、米のとぎ汁を庭木や観葉植物にまいたりして、水の有効活用と節水に努めます。</li> <li>□ 廃食油は使い切るようにして、流さないようにします。廃食油を処理するときには固める、もしくは紙・布に吸わせ適正に処理するか、廃食油回収ポストを利用します。</li> <li>□ 生ごみなどの調理くずは水切りネットで取り除くか、生ごみ処理機を活用します。</li> <li>□ 洗剤は、環境に影響の少ない自然分解性の高い製品を購入します。</li> </ul>
<p><b>河川愛護及び河川環境の保全</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 河川で実施される清掃活動などボランティア活動に積極的に参加します。</li> <li>□ 廃棄物の不法投棄・ポイ捨てがなくなるように協力します。</li> <li>□ 河川の自然あるいは生態系<sup>*</sup>としての重要性に関する理解に努めます。</li> </ul>

### 3 事業者の取り組み

<p>下水道、浄化槽の利活用による水質保全対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 下水道が整備された地域では、早期に下水道に接続するようにします。</li> <li>□ 下水道の未整備地域では、汲み取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に努めます。</li> <li>□ 浄化槽については、定期的に保守点検・清掃を行い、適正に維持管理します。</li> </ul>
<p>日常生活における水質安全対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 法令の基準を遵守するのはもちろんのこと、更なる改善に努めます。</li> <li>□ 汚水や排水の適正な処理を行い、水質汚濁の防止に努めます。</li> <li>□ 家畜の排せつ物は、有効活用するか適正に処理します。</li> <li>□ 節水・循環利用に努めます。</li> <li>□ 環境保全協定の締結に努めます。</li> <li>□ 定期的な水質検査を行う事で、自社の排水状況を把握します。</li> </ul>
<p>河川愛護及び河川環境の保全</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 河川で実施される清掃活動に積極的に参加します。</li> <li>□ 河川環境に配慮した事業活動に努めます。</li> <li>□ 廃棄物の不法投棄・ポイ捨てがなくなるように協力します。</li> <li>□ 河川の自然あるいは生態系としての重要性に関する理解に努めます。</li> </ul>

### 4 環境指標

指標	単位	現況値 (2018)	目標値 (2029)	担当課
肝属川 BOD 値 (環境基準地点 75%値)	mg/L	2.9	3.0 以下	生活環境課
肝属川の T-N (総窒素) 値 (年平均値)	mg/L	5.5	5.0 以下	生活環境課
廃食油回収量	L	3,196	現状維持	生活環境課

## コラム：家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」は、畜産業を営む者による家畜排せつ物の管理に関し、必要な基準を定めるとともに、家畜排せつ物の処理の高度化を図るための施設整備を計画的に促進することにより、家畜排せつ物の管理の適正化と利用の促進を図り、畜産業の健全な発展を図ることを目的として制定されました。

畜産業を営む者は、農林水産大臣が定めた管理基準（家畜排せつ物の処理・保管施設の構造設備に関する基準及び畜産業を営む者が遵守すべき管理の方法に関する基準）に従って、家畜排せつ物を管理することが義務づけられています。

### 1. 管理基準の適用農家規模

牛・馬：10頭以上、豚：100頭以上、鶏：2,000羽以上

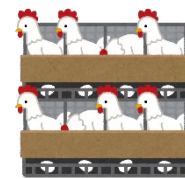


### 2. 管理基準

#### (1) 施設の構造に関する基準

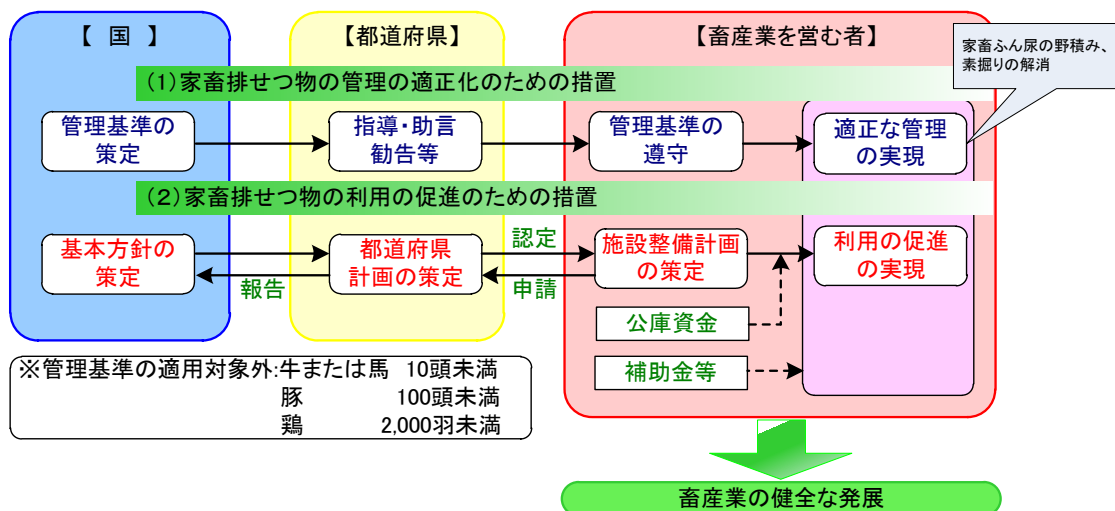
野積みの禁止：ふんの処理・保管施設は、床をコンクリートその他の不浸透性材料で築造し、適当な覆い及び側壁を有するものとする。

素掘りの禁止：尿やスラリーの処理・保管施設は、コンクリートその他の不浸透性材料で築造した構造の貯留槽とする。



#### (2) 家畜排せつ物の管理の方法に関する基準

- ・家畜排せつ物は、施設において管理すること
- ・管理施設の定期的な管理を行うこと
- ・施設に破損があるときは、遅滞なく修繕を行うこと
- ・送風装置等を設置している場合には、その維持管理を適切に行うこと
- ・家畜排せつ物の年間発生量、処理の方法、処理量について記録すること



出典：農林水産業、環境省



## ■施策 2：大気環境の保全

- 悪臭問題は、畜産業を中心とした事業者への指導強化、防止対策に係る情報の共有、また、適正な悪臭防止に関する普及・啓発を促進することで問題の改善に努めます。
- 静かで過ごしやすい環境を守るため、事業場からの騒音・振動を規制するとともに、生活騒音や自動車騒音など、身近な騒音対策に努めます。
- 本市の大気質に関しては、比較的清浄な状況となっております。大気汚染に関する苦情もほとんどないことから、引き続きこのような状況を維持できるよう各種施策を実施します。
- 法律で禁止されている野外焼却に関する周知啓発・指導を実施します。

### 1 市の取り組み

<b>悪臭の防止 (家畜ふん尿等)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 悪臭防止法及び鹿屋市環境保全条例に基づき、規制・指導の徹底を図るとともに、啓発活動を進めます。</li> <li>□ 悪臭防止法は、規制地域の指定を進めるとともに、既存の規制地域についても悪臭の実態を踏まえ、必要に応じ適正に見直します。</li> <li>□ 畜舎等の発生源に対しては、悪臭防止法に基づく、規制基準の強化、監視・指導の強化を図ります。</li> <li>□ 農地においては、家畜ふん尿を肥料として利用する場合の、届出制度の導入による被害の防止対策の検討、処理施設の整備による未処理ふん尿の利用の改善などの対策を推進します。</li> <li>□ 工場・事業場の立地に際しては、悪臭が発生しない施設の整備を推進します。</li> <li>□ 畜産経営に起因する悪臭や水質汚濁などの環境汚染の発生を防止するため、環境に配慮した畜舎の整備や家畜排せつ物の堆きゅう肥への利用促進など、環境保全型畜産業を推進します。</li> <li>□ 畜舎内外や堆肥舎の環境美化、衛生強化運動の実践などにより、地域と共生できる畜産を構築します。</li> </ul>	生活環境課 畜産課 産業振興課
---------------------------	---	-----------------------

<p style="text-align: center;"><b>騒音・振動の 防止</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 工場・事業場の建設作業に伴う騒音・振動については、騒音規制法、振動規制法、鹿屋市環境保全条例に基づき、監視・指導します。</li> <li>□ エアコン、ペットの鳴き声、楽器など、日常生活から生じる騒音を低減し、居住環境を確保するため、モラル向上に関する啓発活動を進めます。</li> <li>□ 工場・事業場の立地に際しては、周辺住環境に配慮した指導を行います。</li> <li>□ 低騒音型機器の使用や防音壁の設置など、騒音・振動防止技術の啓発を行います。</li> <li>□ 飲食店の深夜営業騒音や商業用の拡声器騒音などについては、鹿屋市環境保全条例による規制や指導の徹底を図ります。</li> <li>□ 海上自衛隊鹿屋航空基地の航空機やヘリコプターの騒音について、騒音測定を実施し、実態把握に努めます。また、周辺町内会や各種団体と連携して騒音の低減措置や防音対策について関係機関へ要請します。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">生活環境課 産業振興課 政策推進課</p>
<p style="text-align: center;"><b>大気汚染物質 の監視</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 鹿児島県が実施している大気汚染物質の定期モニタリング状況を把握するなど、大気汚染状況について、引き続き監視を行います。</li> <li>□ 市内進出工場に対しては、公害防止協定の締結を働きかけ、当該協定による監視及び指導を推進します。</li> <li>□ 大気汚染防止法や鹿屋市環境保全条例に基づき、ばい煙や粉じんについて引き続き規制を行うとともに、監視体制を充実・強化します。</li> <li>□ 燃料使用の効率化や環境に配慮した燃料転換を促進します。</li> <li>□ 低ばい煙施設の設置や使用など発生の抑制対策を促進します。</li> <li>□ ダイオキシン類については、鹿児島県と協力し、引き続き監視を行います。</li> <li>□ 事業者に対して、大気汚染防止法など公害関係法令の遵守指導や、ダイオキシン類の発生抑制などの公害防止対策に関する指導を行います。</li> <li>□ 野外焼却行為を防止するための監視及び指導を行うとともに、啓発を進めます。</li> <li>□ 光化学オキシダント・PM2.5 について、注意報、警報が発令された場合、迅速に市民への周知を図ります。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">生活環境課 財政課 安全安心課 学校教育課</p>

<p style="text-align: center;"><b>自動車公害対策</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ハイブリット自動車、電気自動車などの低公害車の普及を推進します。</li> <li>□公共交通機関の利便性の向上に努め、利用促進を図ります。</li> <li>□関係団体とも連携して、アイドリングストップ<sup>※</sup>運動を推進するなど、一人ひとりの自主的活動による大気汚染防止の普及啓発を図ります。</li> <li>□騒音・振動対策の基礎的データとなる道路交通騒音・振動の実態を把握するため、騒音・振動値の測定を実施します。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">生活環境課 地域活力推進課 財政課</p>
---	--	--

## 2 市民の取り組み

<p style="text-align: center;"><b>生活公害の防止</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□近隣関係を豊かにし、お互いに生活騒音で迷惑をかけないように努めます。（楽器の演奏、音響機器の大音量、ペットの鳴き声など）</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>大気汚染の防止</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□簡易焼却炉や野外でのごみの焼却を行いません。</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>エコカーの導入・エコドライブの推進</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□車を購入する際は、エコカー（低公害車、低燃費車）など、環境への負荷の少ない車を検討します。</li> <li>□アイドリングストップなど環境に配慮した運転（エコドライブ<sup>※</sup>）に努めます。</li> <li>□自動車の排出ガスを減らすために、マイカーの利用を控え、徒歩や自転車、公共交通機関の利用に努めます。</li> </ul>

## 3 事業者の取り組み

<p style="text-align: center;"><b>関係法令の遵守</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□関係法令の基準を遵守し、騒音・振動、悪臭の防止や更なる改善に努めます。</li> <li>□環境保全協定の締結に努めます。</li> <li>□法令の基準を遵守するのはもちろんのこと、更なる改善に努めます。</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>農畜産業での環境保全</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□家畜排せつ物については、適正に処理するとともに、環境に配慮した畜舎の整備などを進めます。</li> <li>□農地においては、家畜ふん尿を肥料として利用する場合は、適切に処理した上で、周りの環境に配慮して使用します。</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>エコカーの導入・エコドライブの推進</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□エコカー（低公害車、低燃費車）を導入することで、環境への負荷を低減します。</li> <li>□アイドリングストップなど環境に配慮した運転（エコドライブ）に努めます。</li> </ul>

<b>大気汚染の防止</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 工場・事業者や建設工事における大気汚染の防止に努めます。</li> <li>□ ごみの野外焼却を行いません。</li> <li>□ 法に適合した焼却炉以外でのごみの焼却を行いません。</li> </ul>
<b>自動車公害の防止</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 従業員の通勤には徒歩や自転車、公共交通機関の利用を推奨します。</li> <li>□ 共同輸送により、物流の合理化に努めます。</li> </ul>
<b>生活公害の防止</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 建設機械や工事用車両による騒音、振動など周辺に著しい影響を与えないように努めます。</li> <li>□ 工場・事業所からの騒音・振動、悪臭の防止に努めます。特に住宅に隣接している事業所では、配慮を徹底します。</li> <li>□ 低騒音型・低振動型の機械の導入に努めます。</li> </ul>

## 4 環境指標

指標	単位	現況値 (2018)	目標値 (2029)	担当課
大気汚染に係る環境基準の達成率	%	一部未達成 PM2.5 注意報 発令あり	100	生活環境課
騒音に係る環境基準の達成率	%	100	100	生活環境課
騒音・振動に関する苦情件数	件	2	現状以下	生活環境課

## ■施策3：土壌環境の保全

- 市民、事業者への土壌汚染対策法の周知徹底を図るとともに、土壌汚染に関する正しい情報を広め、土壌汚染の防止に努めます。
- 化学物質に関する正しい知識や、その取り扱いに関する制度の情報を広めていきます。

### 1 市の取り組み

<p style="text-align: center;"><b>土壌環境の 保全</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 土壌に係る環境基準項目など、定期的な調査を進め現状把握に努めます。</li> <li>□ 土壌分析に基づく、適切な施肥による土づくりを推進するとともに、関係機関と連携し、環境保全型農業への取り組みを推進します。</li> <li>□ 畜産経営に起因する土壌汚染などの環境汚染の発生を防止するため、環境に配慮した畜舎の整備や家畜排せつ物の堆きゅう肥への利用促進など、環境保全型畜産を推進します。</li> <li>□ 良好な土壌環境を保全するため、土壌に係る環境基準を達成・維持するとともに、工場・事業場における有害物質の適正管理を促進します。</li> <li>□ 土壌汚染対策法に基づき、有害物質を使用する施設の廃止の時点において、当該土地の所有者に対し、土壌汚染状況調査の実施を指導します。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">生活環境課 農林水産課 畜産課</p>
<p style="text-align: center;"><b>化学物質対策</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 化学物質の現状を理解するとともに、使用、処理・処分について正しい理解が得られるように普及・啓発を行います。</li> <li>□ 事業者に対しPRTR制度に係る普及・啓発を行います。</li> <li>□ ダイオキシン類については、引き続き調査を継続し、環境保全に資するためのデータ収集に努めます。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">生活環境課</p>

## 2 市民の取り組み

化学物質対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 化学物質に関する正しい知識を身につけ、環境に配慮した商品、サービスを選択するように努めます。</li> <li>□ 害虫駆除や除草に薬品を使用する場合は必要最低限、適正量の使用に努めます。</li> <li>□ 川や池など、水辺での除草剤や農薬の使用は十分に配慮します。</li> <li>□ 台所や洗濯で使用する洗剤は、できるだけ環境への負荷の少ないものを選び、適量使用に努めます。</li> </ul>
--------	--

## 3 事業者の取り組み

化学物質対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 環境保全型農業に取り組みます。</li> <li>□ 化学物質は PRTR 制度に従い適正に使用・管理します。</li> <li>□ 農薬や化学薬品類の適正な保管、処理・処分を行います。</li> <li>□ 行政が行う化学物質に関する調査に協力します。</li> </ul>
--------	---

## 4 環境指標

指標	単位	現況値 (2018)	目標値 (2029)	担当課
土壌環境基準の達成率	%	100	100	生活環境課
ダイオキシン類の環境基準の達成度	%	100	100	生活環境課
騒音・振動に関する苦情件数	件	2	現状以下	生活環境課

## ■施策4：快適な住環境の確保

- 市民の身近な地域での環境美化活動を促進するとともに、市街地については緑化を推進していきます。
- 本市の歴史的・文化的遺産は、引き続き保全活動を実施するとともに、適切な形で未来へと継承します。
- 景観は、市民に心の安らぎを与える貴重な資源であることから、景観資源の保全に努めます。

### 1 市の取り組み

<p><b>地域の環境美化</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 身近な公園の清掃・除草など、市民がボランティア活動として参加する自主的な公園愛護活動を支援していきます。</li> <li>□ 市民が快適に暮らせるまちを目指して、清潔で潤いのある環境づくりを行っていくため、市民総参加による環境美化運動を推進します。</li> <li>□ 市街地の公園・緑地については、防災機能の確保に配慮し、快適な住環境づくりを推進します。</li> <li>□ 市内に点在する空き地や空家については、防犯や雑草・害虫発生の防止の観点から、所有者に対して適正管理に関する周知・啓発を行います。</li> </ul>	<p>生活環境課 都市政策課 安全安心課</p>
<p><b>歴史的・文化的環境の確保・保全</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 各地に伝わる特色のある伝統芸能について、これらの保存・継承に向けた広報・啓発活動の推進に努めます。</li> <li>□ 伝統芸能に関する保存・継承活動を通じて、伝統文化へ理解を深め、市民のふれあいの場、地域コミュニティの活性化を図ります。</li> <li>□ 埋蔵文化財調査を推進するとともに、各種地域史・資料の発掘・調査を行い、郷土の歴史・文化に対する市民意識を醸成します。</li> </ul>	<p>生涯学習課 地域活力推進課</p>
<p><b>景観の確保</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 「都市計画マスタープラン」の景観形成に関する基本方針に基づき、景観に配慮した市街地の景観、自然環境の保全に努め、地域特性を生かした良好な景観や街並みの形成・保全により、魅力ある景観形成に努めます。</li> <li>□ 本市の良好な自然環境を形成している山岳景観や海岸・河川景観、のどかな田園風景などは、重要な自然景観を構成していることから、これらの維持・保全に努めます。</li> </ul>	<p>生活環境課 都市政策課 農林水産課 農地整備課</p>



## 2 市民の取り組み

<b>歴史的・文化的環境の保全</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 地域の歴史・文化について調べ、理解を深めるとともに継承に努めます。</li> <li>□ かけがえのない貴重な文化遺産の保存・活用に協力します。</li> <li>□ 地域の伝統行事や文化活動に積極的に参加します。</li> <li>□ 地域の歴史・文化の保存と継承に努めます。</li> </ul>
<b>豊かな景観への配慮</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 周辺の自然や景観に配慮した建築に努めます。</li> <li>□ 森林や海岸の保全、農村環境や里山の保全などを通じて、自然景観の保全に協力します。</li> </ul>
<b>快適な環境づくり</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 家の庭や周辺の緑化に努めます。違法駐車や自転車の放置をしません。</li> <li>□ ペットを飼う時は、飼育マナー（鳴き声・糞の持ち帰りなど）を守ります。</li> <li>□ 所有地の適正な管理（空き地の雑草除去や、空き家の適正管理など）に努めます。</li> </ul>

## 3 事業者の取り組み

<b>歴史的・文化的環境の保全</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 地域の歴史・文化の保全と継承に努めます。</li> <li>□ 開発の際は、かけがえのない貴重な文化遺産に十分に注意します。</li> <li>□ 地域の伝統行事や文化活動に積極的に参加します。</li> </ul>
<b>豊かな景観への配慮</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 周辺の自然や景観に配慮した事業活動・建築に努めます。</li> <li>□ 看板などの設置は周辺の景観と調和するように努めます。</li> </ul>
<b>快適な環境づくり</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 屋外照明の適正な使用に努めます。</li> <li>□ 事業所敷地内や周辺の緑化に努めます。</li> </ul>

## 4 環境指標

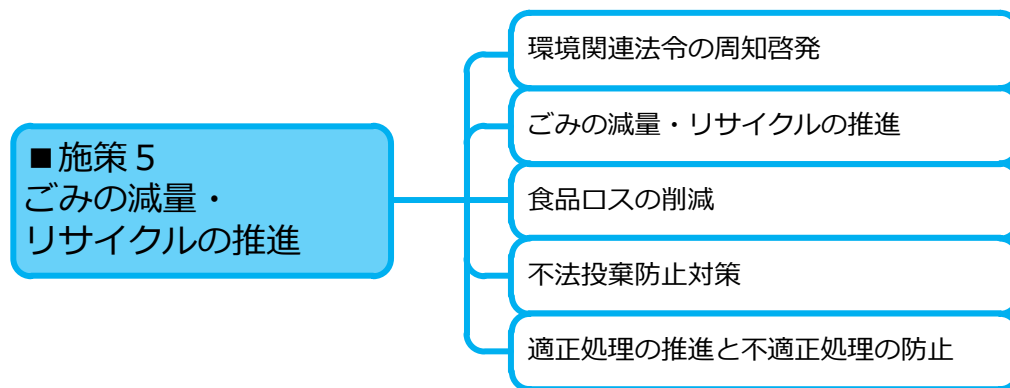
指標	単位	現況値 (2018)	目標値 (2029)	担当課
「まちのきれいさ」の市民満足度	%	38	50	生活環境課
「景色の美しさ」の市民満足度	%	43	50	生活環境課



## 第2節 ごみの減量・リサイクルの推進

本市では循環型社会の構築、快適な生活環境の保全及び廃棄物の適正な処理のため、各主体が連携して4R運動（断る「Refuse（リフューズ）」、減らす「Reduce（リデュース）」、再使用「Reuse（リユース）」、再資源化「Recycle（リサイクル）」）を推進し、ごみの発生抑制と再資源化に取り組んでいます。総排出量は減少傾向となっていますが、リサイクル率が横ばい状態となっているため、環境学習や出前講座を通じ、ごみの適正処理に対する市民意識の高揚と各主体の相互協力体制の確立を図る必要があります。

なお、不法投棄防止対策については、パトロールなどによる監視を行っていますが、より一層の取り組み強化が求められています。



### ■施策5：ごみの減量・リサイクルの推進

- 循環型社会の構築を目指し、市民・事業者・各種団体や行政が協力して、ごみの減量化や資源化に取り組むことにより、ごみ処理に伴う環境負荷の低減及びごみの適正処理に努めていきます。
- 資源化の推進については、各種リサイクル制度の適正な運用などにより、資源の有効利用を図ります。
- 各主体のごみ減量化に対する意識を高めるため、イベントなどによる啓発、出前講座などによる環境学習の機会の充実、廃棄物の発生量などに関する情報の提供などを推進します。
- 市民・事業者への意識啓発と不法投棄監視体制の強化を図り、不法投棄未然防止のための地域環境づくりを進めます。
- 国や県及び警察などの関係機関と連携した不法投棄対策を進めます。

## 1 市の取り組み

<p><b>環境関連法令の周知啓発</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 小型家電リサイクル法に基づき、小型の家電電子機器のリサイクルを図ります。</li> <li>□ 容器包装リサイクル法に基づき、容器包装廃棄物の排出抑制を図ります。</li> <li>□ 食品リサイクル法に基づき、食品残渣の発生抑制やリサイクルに対する周知啓発に努めます。</li> <li>□ 家電リサイクル法など循環型社会の形成に向けた法律の内容の周知啓発に努めます。エネルギーの有効活用と地域活性化の観点から、地域における新エネルギーの利活用方策について、調査研究を進めます。</li> <li>□ 建設リサイクル法に基づき、建設廃棄物から再生された資源の利用促進に対する周知啓発に努めます。</li> <li>□ グリーン購入法に基づき、再生品やリサイクルしやすいものなどの購入を促進するための周知啓発に努めます。</li> </ul>	<p>生活環境課 農林水産課 建築住宅課 財政課</p>
<p><b>ごみの減量・リサイクルの推進</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ ホームページや広報などによる情報提供や肝属地区清掃センター・環境ふれあい館の見学、イベント時における普及啓発並びにごみ分別出前講座によるごみ分別の徹底及び意識の向上を図り、4R運動を推進します。</li> <li>□ 事業系一般廃棄物の排出を抑制し、収集運搬業者及び処分業者へ再資源化並びに適正処理の推進を図ります。</li> <li>□ 庁舎や公共施設でのごみの排出抑制、分別の徹底、環境に優しいエコマーク、グリーンマーク製品の購入に努めます。</li> <li>□ 有料指定袋制を継続実施します。</li> <li>□ 生ごみについては、自家処理を基本とし、地域特性を生かしたコンポスト容器などの使用による減量化を推進します。</li> <li>□ 不燃物として排出されたごみから、資源物を分別し、資源化率の向上とごみ減量化を図ります。</li> <li>□ 家庭系ごみの分別徹底を図るため、地域と連携した分別啓発活動に努めます。</li> <li>□ 事業系ごみの発生抑制や分別徹底を図るため、周知啓発を行います。</li> <li>□ 町内会や衛生自治団体との連携により、ごみステーションでの排出マナーの徹底を図ります。</li> <li>□ 市民団体や事業者による、ごみの減量・リサイクル活動の推進を促すためのイベント等の情報提供を行います。</li> </ul>	<p>生活環境課 財政課 総務課</p>

<b>食品ロスの削減</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ ホームページや広報などにより、家庭や外食時の食品ロスを減らすための取り組みの啓発を行います。</li> </ul>	生活環境課
<b>不法投棄防止対策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 不法投棄やごみのポイ捨ての未然防止に向けて、市民や事業者との協力及び県や警察などの関係機関との連携を図りながら、監視及び通報体制の強化を図ります。</li> <li>□ 不法投棄や野外焼却行為の防止のため、警察や保健所及び近隣市町、町内会などと連携し、不法投棄パトロールの強化を図ります。</li> <li>□ 不法投棄やごみのポイ捨ては、それを許さない雰囲気醸成し、未然防止を図るとともに、法令等に基づく指導を徹底します。</li> <li>□ 空き地については、所有者に対して適正管理に関する周知・啓発を行い、不法投棄されにくい環境づくりに努めます。</li> <li>□ 国の「全国のごみ不法投棄監視ウイーク」や県の「不法投棄防止強化月間」に合わせ、不法投棄パトロールや啓発活動を実施すると共に、市の「不法投棄防止強化月間」においても独自の取り組み強化を図ります。</li> <li>□ 環境教育・環境学習として、学校におけるごみ学習（ごみポイ捨ての禁止など）を推進します。</li> </ul>	生活環境課 学校教育課
<b>適正処理の推進と不適正処理の防止</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 排出事業者、処理業者に対する関係法令などの周知・徹底を図ります。</li> <li>□ ごみ出しマナーに関する周知に努めるとともに、市民、事業者による自主的な取り組みを支援します。</li> <li>□ 収集委託業者の廃棄物処理に係る各種法制度の遵守を徹底します。</li> <li>□ 一般廃棄物処理基本計画に基づき適正処理を行っていきます。</li> </ul>	生活環境課

## 2 市民の取り組み

<p><b>分別の徹底</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ ごみの適正処理及び資源物回収を効率的に実施するため、分別の徹底、ごみの排出マナーの遵守及びごみステーションの維持管理に努めます。</li> <li>□ ごみは決められた収集日に出し、分別をしっかりと行うなど、ごみ出しマナーを守ります。</li> <li>□ ごみステーションや周辺の清掃、維持・管理に協力します。</li> </ul>
<p><b>ごみの減量化の推進</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ マイバックの持参に努め、過剰包装は断ることで、包装ごみの減量化に努めます。</li> <li>□ 発生抑制によって、ある程度減量化された後、排出されたごみの中には、再度利用できるものや資源としてリサイクルできるものがあり、再利用・資源化に努めます。</li> <li>□ マイ箸を携帯し、割り箸をもらわないようにします。</li> <li>□ ごみとして捨てる前に、もう一度その使用用途を考えます。</li> <li>□ 必要なものを必要な分だけ買うように努めます。</li> <li>□ できるだけ使い捨て商品は購入せず、詰め替え可能な商品を購入します。</li> <li>□ 家庭で排出される生ごみについては各家庭で堆肥化し、ガーデニングや家庭菜園などへの利用に努めます。</li> <li>□ かのや3キリプロジェクトの推進に協力して、生ごみを排出する前にしっかりと水切りを行います。</li> </ul>
<p><b>リサイクルの推進</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 地域での資源集団回収などをはじめとしたリサイクル活動に、積極的に参加します。</li> <li>□ リサイクルショップやフリーマーケットを活用します。</li> <li>□ リサイクル関連情報に関心を持ちます。</li> <li>□ 使用済みの廃食油は、市内に設置している廃食油回収ポストへ持ち込むことにより、リサイクルに努めます。</li> <li>□ エコマーク商品、再生品など、環境にやさしい商品（環境ラベリング製品）の購入に努めます。</li> </ul>
<p><b>食品ロスの削減</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ かのや3キリプロジェクトの推進に協力して、食材は計画的に量を購入し、食べきる分だけ調理します。</li> <li>□ かのや3キリプロジェクトの推進に協力して、食材は消費期限、賞味期限以内に使い切ります。</li> <li>□ 宴会時は3010*運動を心がけます。</li> </ul>



<b>不法投棄・ごみのポイ捨ての防止</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 不法投棄やごみのポイ捨てはしません。</li> <li>□ 外出先のごみは持ち帰ります。</li> <li>□ ペットの糞は、飼い主が責任を持って持ち帰ります。</li> <li>□ 不法投棄をさせない環境づくりに努めます。</li> <li>□ 自宅や所有地は、雑草を除去するなど適正な管理に努め、ごみを捨てるににくい環境をつくりま</li> <li>□ 市内や地域で行う環境美化活動に積極的に参加します。</li> <li>□ 不法投棄や不法埋め立てを見かけたら警察や市、県に知らせます。</li> <li>□ 行政やボランティア団体などが行う不法投棄の監視やパトロールに協力します。</li> </ul>
------------------------	--

### 3 事業者の取り組み

<b>減量化の推進</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 事業活動に伴って排出する廃棄物の削減及びごみを出さない事業活動の実践に努めます。</li> <li>□ 製品の簡易包装に努めます。</li> <li>□ ごみの排出が少ない事務用品の購入に努めます。</li> <li>□ 自社内でのゼロエミッション*の推進に取り組みます。</li> </ul>
<b>リサイクルの推進</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ リサイクルを行いやすい材質及び構造の包装材の使用に努めます。</li> <li>□ リサイクル製品の販売店回収活動に積極的に協力します。</li> <li>□ 事業者間でのリサイクルに関する連携体制を構築します。</li> <li>□ 環境に配慮した製品の製造・販売に努めます。</li> <li>□ 事務用品は、エコマーク、グリーンマークなど環境に優しい製品の調達・使用（グリーン購入*（調達））に努めます。</li> </ul>
<b>食品ロスの削減</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 売れ残りや作り過ぎなどで廃棄する食材を減らすように努めます。</li> <li>□ 宴会時は 3010 運動の呼びかけを推奨します。</li> </ul>
<b>適正処理の推進</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 事業活動に伴い排出した廃棄物の処理は、自らの責任において適正に処理します。</li> <li>□ 産業廃棄物*（農業用廃プラスチックを含む）は、法規制を遵守し適正に処理します。</li> <li>□ 産業廃棄物はマニフェスト制度*により、適切な処理・処分を行います。</li> <li>□ 建設廃材及び残土の適正処理に努めます。</li> <li>□ ごみの野外焼却を行いません。</li> <li>□ 法に適合した焼却炉以外でのごみ焼却は行いません。</li> </ul>

不法投棄・ごみのポイ捨ての防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 不法投棄・ごみのポイ捨て対策に協力します。</li> <li>□ 所有地を適正に管理し、不法投棄の防止に努めます。</li> <li>□ 事業所から出るごみ（事業系一般廃棄物及び産業廃棄物）は、法規制を遵守し適正に処理します。</li> <li>□ 産業廃棄物はマニフェスト制度により、適切な処理・処分を行います。</li> </ul>
-----------------	---

#### 4 環境指標

指標	単位	現況値（2018）	目標値（2029）	担当課
ごみ総排出量	t	32,367	28,166	生活環境課
市民1人1日あたりのごみ量（資源物を除く）	g	741	641	生活環境課
資源化率	%	13.4	17.8	生活環境課
不法投棄通報（苦情）	件	105	現状以下	生活環境課

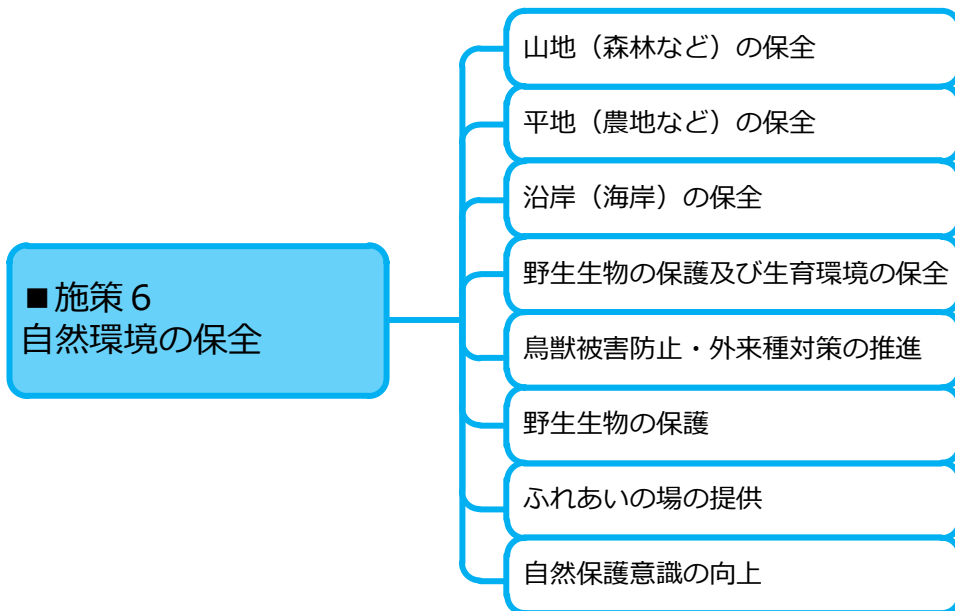
## 第3節 自然環境



本市の自然環境は、緑豊かでその大部分を森林と農耕地が占めており、林業をはじめとした産業の基盤や市民の憩いの場として広く利用されています。

また、市の主要な産業である農業を背景として、農村環境や里山は、地域にとって重要な生産、生活の場であると同時に、地域内外の住民にとっても、身近に自然や緑とふれあえる憩いの場として機能するとともに、人ばかりでなく野生生物にとっても生態系の基盤に位置づけられる貴重な生息空間となっています。

豊かな自然環境の中で生活することの大切さを市民や事業者とともに考え、人と自然が共生できる生活環境を守り育てていきます。





## ■施策6：自然環境の保全

- 多様な生態系を育む里山や海、川などの環境を保全するための取り組みを推進します。
- 里山は、生活に密着した貴重な共有財産であり、また、人と自然環境との共生の空間であることを認識し、これを保全・管理していきます。
- 環境負荷を低減した「環境保全型農業」を展開するとともに、優良農地の確保や耕作放棄地の解消など、豊かな農村環境の維持に努めます。
- 豊かな海岸環境の保全を図ります。
- 本市内に生育・生息する動物、植物について、生物多様性\*を確保するという観点からその生育・生息場所を保全します。
- 学校における教育活動、市民への広報活動、研修などを通じ、自然保護及び野生生物保護活動の普及を推進します。
- 有害鳥獣による農作物や生態系への被害を防止します。
- 生態系に影響を与えるおそれがある外来生物に関する情報提供を図るなど、適切な外来生物対策を推進します。
- 本市内に存在する河川、森林、里山といった自然とのふれあいのための空間を整備・保全し、人と自然がふれあえる地域づくりを推進します。
- 市街地においても、身近に緑とふれあえる地域づくりを進めます。
- 自然観察会などを通して自然保護に対する意識の向上を図ります。

### 1 市の取り組み

<p><b>山地（森林など）の保全</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□急傾斜地崩壊危険箇所や砂防施設の整備、植林や除間伐などにより、森林の保全を図ります。</li> <li>□二酸化炭素の吸収源である山林などにおける植林活動を推進し、自然林などの保全に努めます。</li> <li>□植樹祭の開催などにより、森林の環境に果たす役割の周知などの啓発活動を推進します。</li> <li>□高隈山県立自然公園は、国や鹿児島県と一体となり行為規制による管理、保全を図ります。</li> <li>□事業者による木質バイオマスの取り組みを支援します。</li> <li>□山林や林道脇などへの不法投棄について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指導を行います。</li> <li>□里山を身近な自然とのふれあいの場とし、人と自然が共生する場として整備、活用を進めます。</li> </ul>	<p>生活環境課 農林水産課 道路建設課 産業振興課</p>
---------------------------	--	--



<p><b>平地（農地など）の保全</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 優良農地の確保について引き続き取り組むとともに、中山間地などにおける小規模農地の保全や休耕地の活用について検討し、農村環境の保全に努めます。</li> <li>□ 農地バンクを活用して、休耕地の解消に努めます。</li> <li>□ 農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和に留意しつつ、土づくり等を通して、化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の低減に配慮した環境保全型農業に取り組みます。</li> <li>□ 健全な土づくりと化学肥料や農薬の低減に一体的に取り組む活動を支援するとともに、これらの取り組みに対する消費者の理解促進を図ります。</li> <li>□ 地域住民との協働のもと、自然な農業との調和を図りながら、良好な農村環境づくりを進めていきます。</li> </ul>	<p>農林水産課 農地整備課</p>
<p><b>沿岸（海岸）の保全</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 適正な漁業活動を通じて、水産資源の適切な維持管理などを行うとともに、藻場などの適正な保全を図り、海域の環境浄化能力の向上や多様な生物の生息・生育地の確保に努めます。</li> </ul>	<p>農林水産課</p>
<p><b>野生生物の保護及び生育環境の保全</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 森林に生息する多種多様な動植物を保護するため、高隈山などの森林環境の保全に努めます。</li> <li>□ 海岸の環境保全に努め、海域・海浜生物を保護します。また、ウミガメが産卵する高須・浜田海岸などの保全に努め、ウミガメの保護活動を進めます。</li> <li>□ 高隈山県立自然公園の森林環境などの保全に努め、希少な動植物の生息・生育確認調査、植生の調査などを実施します。</li> <li>□ 水辺や農地、公園といった身近な環境を保全することにより、身近な生きものばかりでなく、ホタルなど良好な環境でないと生息できない生物を保護します。</li> <li>□ 国や鹿児島県のレッドデータブック記載種の生息地、生育環境の保全に努めます。</li> <li>□ 野生生物の生息・生育環境の確保のため、生息地の保護や鳥獣保護区などの各種制度の活用による行為規制や保全事業を推進します。</li> <li>□ 学校における教育活動、市民への広報活動、研修などを通じ、自然保護及び野生生物保護活動の普及を推進します。</li> </ul>	<p>生活環境課 農林水産課 都市政策課 学校教育課</p>

<p><b>鳥 獣 被 害 防 止・外 来 種 対 策 の 推 進</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 鳥獣による農作物や生態系への被害については、必要に応じて有害鳥獣の適切な捕獲に努めるなど、鳥獣の被害防止対策を講じます。</li> <li>□ 本市に生育・生息していない生きもの（外来種、移入種など）を自然に放すことが、地域生態系の破壊につながることをの周知（外来生物法の周知）に努めます。</li> </ul>	<p>生活環境課 農林水産課</p>
<p><b>ふ れ あ い の 場 の 提 供</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 社寺林などの身近な樹林は、所有者の協力を得ながら保全に努めます。</li> <li>□ 巨木・銘木は、貴重な市民の財産として地区住民の協力を得ながら、次世代に残せるように保全に努めます。</li> <li>□ 多面的機能を有する里地・棚田の維持保全活動を推進し、豊かな自然環境を有する地域づくりを推進します。</li> <li>□ 多様化・個性化する旅行ニーズに対応するため、豊かな自然を生かした体験型の各種ツーリズムを促進します。</li> <li>□ 市民がいつでも身近に緑を感じ、緑とふれあうことができる環境づくりを推進するため、風致公園※や公共公益施設などの緑の拠点を充実させます。また、街路樹等の身近な緑の維持管理に努めます。</li> <li>□ 里山を身近な自然とのふれあいの場、また、人と自然が共生する場として整備、活用を進めます。</li> <li>□ 海浜や海岸、川辺及び湧水などの水辺は、現状のまま残すことを基本とし、特に自然の状態で保全されている水辺は、可能な限り適正に保全するとともに、良好な水質の保全を図ります。</li> <li>□ 市内の名水、滝及び溪谷を広く市民に紹介するとともに、ふれあい施設などの周辺環境の整備に努めます。</li> </ul>	<p>生活環境課 地域活力推進課 農地整備課 ふるさとPR課 都市政策課 建築政策課 道路建設課 農林水産課</p>
<p><b>自 然 保 護 意 識 の 向 上</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 自然観察会や自然を利用した場所での環境学習を推進します。</li> <li>□ 鹿屋市域内の河川及び海岸で実施する地域の清掃活動を支援するとともに、定期的な河川・海岸清掃を実施します。</li> <li>□ 地域特有の自然環境や地域に生息する希少動植物への市民の理解と啓発に努めます。</li> <li>□ 市民参加による森林づくりを促進するための基礎づくりを進め、林業実践活動や森林ボランティア活動を支援します。</li> </ul>	<p>生活環境課 学校教育課 農林水産課</p>

## 2 市民の取り組み

<p><b>山地（森林など）の保全活動</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 森林の環境保全機能について理解を深めます。</li> <li>□ 山や森林で実施される清掃活動、維持管理活動に積極的に参加します。</li> <li>□ 植樹などの森林ボランティア活動に積極的に参加します。</li> <li>□ 地場産の木材や木製品を積極的に購入します。</li> <li>□ 廃棄物の不法投棄・ポイ捨て対策に協力します。</li> <li>□ 森林とのふれあい活動に参加します。</li> <li>□ 山や森林での自然観察、ハイキングに出かけます。</li> <li>□ 森林インストラクター*などを活用して森林とのふれあい活動を行います。</li> </ul>
<p><b>農業とのふれあい活動</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 自然環境や生態系の保全に寄与している農業・農地の重要性について、理解に努めます。</li> <li>□ 地場農産物を積極的に購入します。</li> <li>□ 農業体験イベントに参加します。</li> <li>□ 農村における身近な自然の観察活動や保全活動に積極的に参加します。</li> <li>□ 市民農園や学校農園などを利用し、農業にふれる機会をつくります。</li> </ul>
<p><b>里山の保全活動</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 生活の場の近隣における貴重な自然である里山を大切にし、重要性の理解に努めます。</li> <li>□ 里山で実施される清掃活動、維持管理活動に積極的に参加します。</li> </ul>
<p><b>野生生物の保護</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 市と協働し、ウミガメが産卵する海岸の保全に努めます。</li> <li>□ 希少な動植物種（レッドデータブック掲載種）に対する造詣を深めます。</li> <li>□ むやみに動植物を捕獲・採取しません。</li> <li>□ 魚釣りの際には無駄な捕獲を止め、本市に生育・生息していない生物（外来種・移入種など）のリリースを行わないなど、自然を守るためのマナーの徹底に努めます。</li> </ul>
<p><b>地域の生態系への配慮</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 河川、森林、里山は野生の生きものにとっての大切な生育環境（生態系）であることに配慮します。</li> <li>□ 鹿屋市に生息していない動植物種（外来種、移入種など）を自然に放しません。</li> </ul>

<b>自然とのふれあいの確保</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 自然を守るためのマナーの徹底に努めます。</li> <li>□ 自然や環境を考える環境講座やセミナーに参加します。</li> <li>□ グリーンツーリズム※を自ら体験するとともに、民泊の受入家庭になるなど、グリーンツーリズム活動に協力します。</li> <li>□ 森林インストラクターなどを活用して、森林とのふれあい活動を行います。</li> <li>□ 身近に生息・生育する動物、植物を調べ、理解を深めるとともに、自然環境について知る機会をつくります。</li> <li>□ 自然環境の保全活動や希少な動植物の保護活動への参加・協力を努めます。</li> <li>□ 生きものとふれあう機会を持つために、まず、どんな生きものが生息しているか、身近な生きもの調査を実施します。</li> </ul>
<b>里山の保全活動</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 生活の場の近隣における貴重な自然である里山を大切にし、重要性に関する理解に努めます。</li> <li>□ 里山で実施される清掃活動、維持管理活動に積極的に参加します。</li> </ul>
<b>緑のまちづくり</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 緑の連なる自然豊かなまちづくりに協力します。</li> <li>□ 自宅に緑のカーテンや生け垣などを設置するように努めます。</li> <li>□ 空き地や広場などの空間を花と緑あふれる空間にするよう努めます。</li> <li>□ 街路樹や公園緑地などの身近な緑の維持管理活動に協力します。</li> </ul>

### 3 事業者の取り組み

<b>山地（森林など）の保全活動</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 環境保全型林業の推進に努めます。</li> <li>□ 自然豊かな山や森林に配慮した事業活動に努めます。</li> <li>□ 山や森林で実施される清掃活動、維持管理活動に積極的に参加します。</li> <li>□ 植樹など森林ボランティア活動に積極的に協力します。</li> <li>□ 間伐材の有効利用や、地場産木製品の製造・開発を進めます。</li> <li>□ 廃棄物の不法投棄対策に協力します。</li> </ul>
<b>山地（森林など）のふれあい創出</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 山や森林を交流の場として利用できるような事業活動を展開します。</li> <li>□ 山や森林とふれあえるイベントを開催します。</li> </ul>

<b>環境に配慮した農業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 環境に配慮した農業に努めます。</li> <li>□ 化学肥料や農薬をできるだけ使用しない環境保全型農業に取り組みます。</li> <li>□ 地場農産物による特産品づくりを進めます。</li> <li>□ 農業の体験イベントを開催します。</li> <li>□ 休耕田を活用することで、農村環境とふれあえる機会を提供します。</li> <li>□ 農地を交流の場として利用できるような事業活動を展開します。</li> </ul>
<b>里山の保全活動</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 身近な里山とふれあえるイベントを開催します。</li> <li>□ 里山で実施される清掃活動、維持管理活動に積極的に参加します。</li> </ul>
<b>野生生物の保護</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 行政と協働し、ウミガメが産卵する海岸の保全に努めます。</li> <li>□ 事業地内で、希少な動植物種（レッドデータブック掲載種）を確認した場合、これを保護します。</li> </ul>
<b>地域の生態系への配慮</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 河川、森林、里山の自然あるいは生態系への重要性に関する理解に努めます。</li> <li>□ 鹿屋市に生息していない動植物種（外来種、移入種など）を自然に放しません。</li> </ul>
<b>自然に配慮した事業活動</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 自然環境に配慮した事業活動に努めます。</li> <li>□ 土地の開発では、自然への影響を低減できる工法を採用します。</li> <li>□ 農園を利用したグリーンツーリズムを実施します。</li> </ul>
<b>里山の保全活動</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 身近な里山とふれあえるイベントを開催します。</li> <li>□ 里山で実施される清掃活動、維持管理活動に積極的に参加します。</li> </ul>
<b>緑のまちづくり</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 敷地内や周辺の緑化に努めます。</li> <li>□ 屋上や壁面の緑化、生け垣化に努めます。</li> <li>□ 街路樹や公園緑地などの身近な緑の維持管理活動に協力します。</li> </ul>

## 4 環境指標

指標	単位	現況値 (2018)	目標値 (2029)	担当課
「自然環境の豊かさ」の市民満足度	%	47	50	生活環境課
自然観察会の参加人数	人	8	50	生活環境課
環境出前講座の年間受講者数	人	953	1,500	生活環境課
ウミガメ上陸数	頭	8	毎年上陸	生活環境課
環境監視員数	人	13	15	生活環境課

### コラム：外来種被害予防三原則

外来種による被害を予防するために

1. 入れない ～悪影響を及ぼすおそれのある外来種を自然分布域から非分布域へ「入れない」。
2. 捨てない ～飼養・栽培している外来種を適切に管理し、「捨てない」（逃がさない・放さない・逸出させないことを含む）。
3. 拡げない ～既に野外にいる外来種を他地域に「拡げない」（増やさないことを含む）。

すなわち・・・

1. 生態系などへの悪影響を及ぼすかもしれない外来種は、むやみに非自然分布域に「入れない」ことがまず重要で、
2. もし、すでに非自然分布域に入っており、飼っている外来種がいる場合は野外に出さないために絶対に「捨てない」ことが必要で、
3. 野外で外来種が繁殖してしまっている場合には、少なくともそれ以上「拡げない」ことが大切というものです。環境省では、外来種に関わる際、この原則を心にとめ、適切な対応とご理解・ご協力をお願いしています。

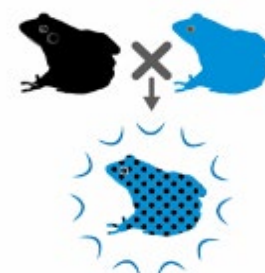
【捕食】在来種をたべる



【競合】在来種の生息・生育環境を奪ってしまったり、餌の奪い合いをする



【遺伝的錯乱】近縁の在来種と交雑して雑種をつくる



出典：環境省





## 第4節 地球環境

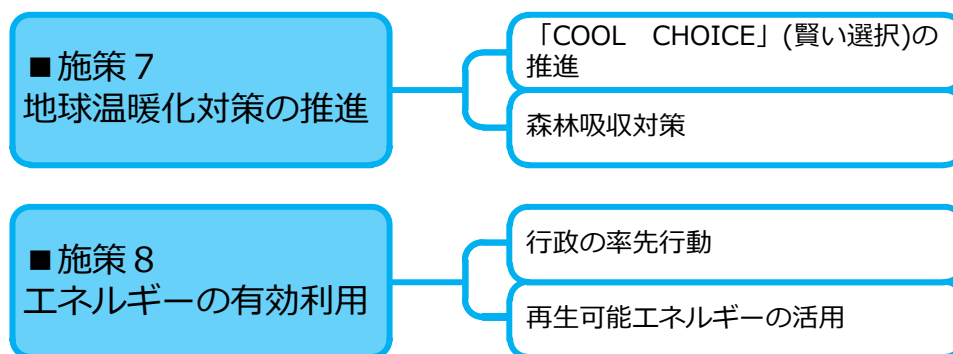
### 【鹿屋市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】

地球温暖化問題は、自然の生態系及び人類に様々な悪影響を及ぼす恐れがあるとされており、アンケートの結果においても市民や事業者の関心が非常に高くなっています。二酸化炭素の排出を抑制するため、各主体が環境に負荷を与えていることを自覚し、排出抑制のための行動、活動を行う必要があります。本計画では、第1節 地球環境を「鹿屋市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」として位置づけ、各主体の一体的な取り組みを進めるものとします。また、国や県、その他各種機関、団体と連携しながら、効果的な地球温暖化対策を推進していきます。

▼図表 4-1 二酸化炭素排出量（平成 25 年度）

部門	単位	産業部門	民生業務部門	民生家庭部門	運輸部門	一般廃棄物	排出量合計
二酸化炭素排出量	千 t	112	206	180	258	10	766

出典：部門別 CO<sub>2</sub> 排出量の現況推計



#### ■施策 7：地球温暖化対策の推進

- 本市から排出される温室効果ガスのうち、二酸化炭素の総排出量を令和 11（2029）年度までに平成 25（2013）年度比で 26%削減します。
- 地球温暖化対策について、市、市民、事業者で情報を共有し、共通認識を持つことにより、地域全体で地球温暖化対策に取り組みます。
- 地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE」を推進します。
- 鹿屋市地球温暖化対策実行計画を着実に実行することで、公共施設、公的事業からの温室効果ガス削減に、市が率先して積極的に取り組みます。

- 広大な森林を有する本市では、二酸化炭素の吸収源でもある森林を保全することにより、地球温暖化対策に貢献します。

## 1 市の取り組み

<p><b>「COOL CHOICE」 (賢い選択)の推進</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 「クールビズ<sup>※</sup>」、「ウォームビズ<sup>※</sup>」の実践・普及に努めます。</li> <li>□ 設備の設置や更新の際には、エネルギー効率の高い設備の導入に努めます。</li> <li>□ 市で使用する自動車は、環境にやさしい低公害車の購入に努めます。</li> <li>□ 市民や事業者に対して、自動車の運転における環境負荷の少ない運転技術（エコドライブ）の普及啓発に努めます。</li> <li>□ 物品や機器類の購入の時は、環境負荷の少ない物品を選択するとともに、適正利用による調達量の削減を図ります。</li> <li>□ 地球温暖化対策に関する幅広い情報提供に努めます。</li> </ul>	<p>生活環境課 総務課 教育総務課 建築住民課</p>
<p><b>森林吸収対策</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 森林経営管理制度<sup>※</sup>に基づいて、林業経営の支援や林道の整備、担い手の確保などの振興を図り、森林の適正保全に努めます。</li> <li>□ 公共施設の新設・改修に当たっては、地元産材の率先利用に努め、住宅や事業所においても、地元産材の利用を推進する啓発を行います。</li> <li>□ 事業者による木質バイオマスの取り組みを支援します。</li> <li>□ 都市地域においては、公園・緑地の適正な維持管理に努めます。</li> </ul>	<p>生活環境課 農林水産課 建築住宅課 都市政策課</p>

### コラム：COOL CHOICE（賢い選択）

「COOL CHOICE」とは、2030年度の2ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという目標達成のために、省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策のための「賢い選択」を促す国民運動です。

例えば、エコカーを買う、エコ住宅を建てる、エコ家電にするという「選択」、高効率な照明に替える、公共交通機関を利用するという「選択」、クールビズをはじめ、低炭素なアクションを実践するというライフスタイルの「選択」です。



未来のために、  
いま選ぼう。

出典：環境省



## 2 市民の取り組み

<p>日常生活における温室効果ガスの排出抑制</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 日常生活において二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の排出を削減するために「COOL CHOICE」（賢い選択）等の国民運動へ参加します。</li> <li>□ 「クールビズ」や「ウォームビズ」を実践し、冷暖房の設定温度を控えめにします。</li> <li>□ 日常生活において、節電・節水を心がけます。</li> <li>□ 食料品購入の際は、できるだけ地元産の食材を選ぶように心がけます。（フードマイレージ*の削減）</li> </ul>
<p>エコドライブの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ エコカー（低公害車、低燃費車）など、環境への負荷の少ない車の利用に努めます。</li> <li>□ アイドリングストップなど環境に配慮したエコドライブに努めます。</li> <li>□ 外出の時は、徒歩、自転車または公共交通機関を利用するように心がけます。</li> </ul>

## 3 事業者の取り組み

<p>事業活動における温室効果ガスの排出抑制</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 事業活動において二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の排出を削減するために「COOL CHOICE」（賢い選択）等の国民運動へ参加します。</li> <li>□ 「クールビズ」や「ウォームビズ」を実践し、事務所や事業所などで使用する冷暖房は、適切な温度管理に努めます。</li> <li>□ カーボンオフセット*を用いた事業活動を推進します。</li> <li>□ エコ製品やリサイクル製品など、環境にやさしいグリーン購入に努めます。</li> <li>□ 事業活動において、常に電気・水・ガスなどの資源節約に努めます。</li> <li>□ 食料品購入の際は、できるだけ地元産の食材を選ぶように心がけます。</li> <li>□ 設備の設置や更新の際には、エネルギー効率の高い設備の導入に努めます。</li> <li>□ 環境にやさしい事業活動を推進するため、ISO14001*・エコアクション21*などの環境マネジメントシステム*の積極的導入を検討します。</li> <li>□ 事業所敷地内の緑化に努めます。</li> </ul>
<p>自動車使用による温室効果ガスの排出抑制</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ エコカー（低公害車、低燃費車）など、環境への負荷の少ない車の利用に努めます。</li> <li>□ 従業員の通勤には徒歩、自転車または公共交通機関を利用するように推奨します。</li> <li>□ 共同輸送や長距離輸送での鉄道・フェリーの活用（モーダルシフト*）などにより、物流における環境負荷の軽減に努めます。</li> <li>□ アイドリングストップなど環境に配慮したエコドライブに努めます。</li> </ul>

#### 4 環境指標

指標		単位	基準値 (2013)	目標値 (2029)	担当課
市域からの二酸化炭素排出量		千 t -CO <sub>2</sub>	766	567	生活環境課
内数	うち民生家庭部門	千 t -CO <sub>2</sub>	180	108	生活環境課
	うち民生業務部門	千 t -CO <sub>2</sub>	206	123	生活環境課
	うち運輸部門 (自動車)	千 t -CO <sub>2</sub>	258	185	生活環境課
市役所の事業活動による二酸化炭素排出量 (現況値)		千 t -CO <sub>2</sub>	16.788	10.073	生活環境課

## コラム：エコドライブ10のすすめ

### 1 自分の燃費を把握しよう

自分の車の燃費を把握することを習慣にしましょう。日々の燃費を把握すると、自分のエコドライブ効果が実感できます。車に装備されている燃費計・エコドライブナビゲーション・インターネットでの燃費管理などのエコドライブ支援機能を使うと便利です。



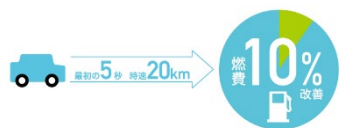
### 6 ムダなアイドリングはやめよう

待ち合わせや荷物の積み下ろしなどによる駐車の際は、アイドリングはやめましょう<sup>(※1)</sup>。10分間のアイドリング(エアコンOFFの場合)で、130cc程度の燃料を消費します。また、現在の乗用車では基本的に暖機運転は不要です<sup>(※2)</sup>。エンジンをかけたらすぐに出発しましょう。



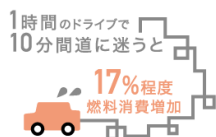
### 2 ふんわりアクセル「eスタート」

発進するときは、穏やかにアクセルを踏んで発進しましょう(最初の5秒で、時速20km程度が目安です)。日々の運転において、やさしい発進を心がけるだけで、10%程度燃費が改善します。焦らず、穏やかな発進は、安全運転にもつながります。



### 7 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう

出かける前に、渋滞・交通規制などの道路交通情報や、地図・カーナビなどを活用して、行き先やルートをあらかじめ確認しましょう。たとえば、1時間のドライブで道に迷い、10分間余計に走行すると17%程度燃料消費量が増加します。さらに、出発後も道路交通情報をチェックして渋滞を避ければ燃費と時間の節約になります。



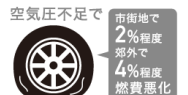
### 3 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転

走行中は、一定の速度で走ることを心がけましょう。車間距離が短くなると、ムダな加速・減速の機会が多くなり、市街地では2%程度、郊外では6%程度も燃費が悪化します。交通状況に応じて速度変化の少ない運転を心がけましょう。



### 8 タイヤの空気圧から始める点検・整備

タイヤの空気圧チェックを習慣づけましょう<sup>(※3)</sup>。タイヤの空気圧が適正値より不足すると、市街地で2%程度、郊外で4%程度燃費が悪化します<sup>(※4)</sup>。また、エンジンオイル・オイルフィルタ・エアクリナーエレメントなどの定期的な交換によっても燃費が改善します。



### 4 減速時は早めにアクセルを離そう

信号が変わるなど停止することがわかったら、早めにアクセルから足を離しましょう。そうするとエンジンブレーキが作動し、2%程度燃費が改善します。また、減速するときや坂道を下るときにもエンジンブレーキを活用しましょう。



### 9 不要な荷物はおろそう

運ぶ必要のない荷物は車からおろしましょう。車の燃費は、荷物の重さに大きく影響されます。たとえば、100kgの荷物を載せて走ると、3%程度も燃費が悪化します。また、車の燃費は、空気抵抗にも敏感です。スキーキャリアなどの外装品は、使用しないときには外しましょう。



### 5 エアコンの使用は適切に

車のエアコン(A/C)は車内を冷却・除湿する機能です。暖房のみ必要なときは、エアコンスイッチをOFFにしましょう。たとえば、車内の温度設定が外気と同じ25℃であっても、エアコンスイッチをONにしたままだと12%程度燃費が悪化します。また、冷房が必要なときでも、車内を冷やしすぎないようにしましょう。



### 10 走行の妨げとなる駐車はやめよう

迷惑駐車はやめましょう。交差点付近などの交通の妨げになる場所での駐車は、渋滞をもたらします。迷惑駐車は、他の車の燃費を悪化させるばかりか、交通事故の原因にもなります。迷惑駐車のない道路では、平均速度が向上し、燃費の悪化を防ぎます。



※1 交差点で自らエンジンを止める手動アイドリングストップは、以下の点で安全性に問題があるため注意しましょう。(自動アイドリングストップ機能搭載車は問題ありません。)

・手動アイドリングストップ中に何度かブレーキを踏むとブレーキの効きが悪くなります。  
 ・慣れないと誤動作や発進遅れが生じます。またバッテリーなどの部品寿命の低下によりエンジンが再始動しない場合があります。  
 ・エアバッグなどの安全装置や方向指示器などが作動しないため、先頭車両付近や坂道での手動アイドリングストップは避けましょう。

※2 -20℃程度の極寒冷地など特別な状況を除き、走りながら暖めるウォームアップ走行で充分です。

※3 タイヤの空気圧は1ヶ月で5%程度低下します。

※4 適正値より50kPa(0.5kg/㎡)不足した場合。

出典：エコドライブ普及連絡会「エコドライブ10のすすめリーフレット」及び環境省 COOL CHOICE ホーム

## ■施策 8 : エネルギーの有効利用

- 市が率先して本庁舎をはじめとした各種公共施設の省エネ活動や省エネ機器・設備の導入により、建物の省エネ化に努めます。
- 日常生活における環境への負荷を低減するため、省エネ行動や住宅の省エネ化を図り、二酸化炭素排出の少ないライフスタイルを促進します。
- 一般家庭や事業所における太陽光発電システムなどの新エネルギー\*の導入促進などにより、市民生活や事業活動による温室効果ガスの削減を図ります。

### 1 市の取り組み

<p>行政の率先行動</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 「鹿屋市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、節電・節水、廃棄物の排出抑制、公用車のエコドライブなどにより、市役所の事務事業に伴う資源・エネルギー消費の削減を図ります。</li> <li>□ 公共施設の新設・改修に当たっては、高効率空調機や LED*照明の導入、建物の高断熱・高気密住宅などの省エネ住宅の普及に努めます。</li> <li>□ 市庁舎にて冷暖房によるエネルギー消費量の削減に努めます。</li> <li>□ 家電製品は、省エネルギー型商品の購入を推進します。</li> </ul>	<p>生活環境課 総務課 財政課 建築住宅課 教育総務課</p>
<p>再生可能エネルギーの活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ エネルギーの有効活用と地域活性化の観点から、地域における新エネルギーの利活用方策について、調査研究を進めます。</li> <li>□ 公共施設の新設や改修に当たっては、太陽光発電などの新エネルギーの導入に努め、施設の維持管理におけるエネルギー消費量の抑制を図ります。</li> <li>□ 住宅向け新エネルギー設備等に関する情報収集を行い、住宅用太陽光発電システムや太陽熱温水器などの新エネルギーに関する情報提供を行います。</li> <li>□ 事業者に対して太陽光発電システムなどの新エネルギーに関連する情報の提供に努めます。</li> <li>□ 市内で発生する家畜排せつ物や焼酎粕、未利用間伐材等のバイオマス資源を有効活用する事業者への情報提供に努め、その取り組みを支援します。</li> </ul>	<p>生活環境課 政策推進課 建築住宅課 畜産課</p>

## 2 市民の取り組み

省エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 家屋の断熱性の向上やカーテンの有効活用などにより、冷暖房によるエネルギー消費量の削減に努めます。</li> <li>□ 家電製品は、省エネルギー型商品の購入に努めます。</li> </ul>
再生可能エネルギーの利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 太陽熱温水器や太陽光発電など、再生可能エネルギーの導入を検討します。</li> <li>□ 再生可能エネルギーに対する理解を深めます。</li> </ul>

## 3 事業者の取り組み

省エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 大規模な建築物や工場などにおいては、条件を勘案しながら、コージェネレーションシステム<sup>*</sup>などの導入を進めます。</li> <li>□ 生産工程の見直しなどにより、エネルギー効率の良い生産方法を検討します。</li> <li>□ 省エネルギー活動やその取り組みを積極的に公表します。</li> </ul>
再生可能エネルギーの導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 太陽熱温水器や太陽光発電など、再生可能エネルギーの導入を検討します。</li> <li>□ 再生可能エネルギーに対する理解を深めます。</li> </ul>

## 4 環境指標

指標	単位	現況値 (2016)	目標値 (2029)	担当課
太陽光発電システムの設置件数(丸電との余剰電力売買契約件数)	件	4,181	5,000	政策推進課

### 【二酸化炭素削減効果の試算】

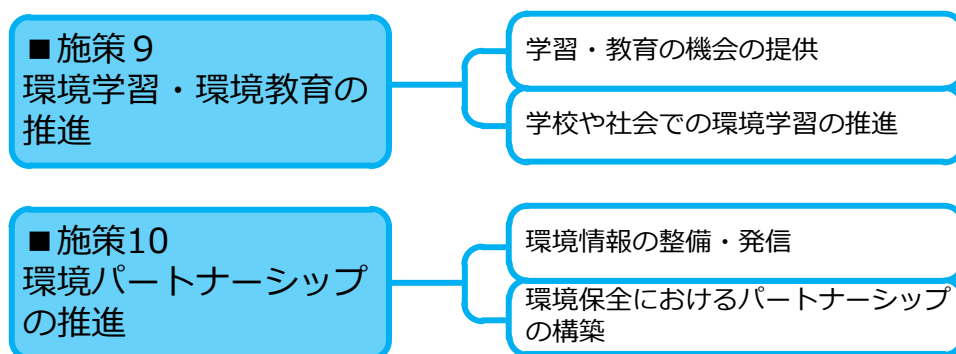
- ・ 太陽光発電による二酸化炭素削減効果は1世帯当たり 2,174kg-CO<sub>2</sub>  
 $4,825\text{kWh} \times 450.5\text{g-CO}_2/\text{kWh} = 2,174\text{kg-CO}_2$   
 一般的な家庭が消費する電力：4,825kWh/年  
 太陽光発電システムのCO<sub>2</sub>削減効果：450.5g-CO<sub>2</sub>/kWh（結晶系シリコン太陽電池）
- ・ 目標値5,000基設置時には819件×2,174kg-CO<sub>2</sub>=1,781t-CO<sub>2</sub>削減見込み

資料：太陽光発電協会「太陽光発電協会 表示ガイドライン（2019年）」

## 第5節 環境学習

本市の未来を担う子どもたちに豊かな環境を守り育てて残すため、環境に関する現状を学び、様々な環境問題に関心を持つことで、広い視野に立って環境を理解し、守り、愛する心を育てます。

社会において、地域に根差した環境学習を充実させ、各主体の協働による環境保全活動を進めていきます。



### ■施策9：環境学習・環境教育の推進

- 各学校における環境教育や自然体験活動を推進します。
- 地域や学校への出前講座の実施も推進します。
- 市民、事業者が環境に関する知識・情報を習得しやすい仕組みを構築します。
- 教育機関における環境教育を推進するための体制を整備します。
- 環境学習・教育を推進するための人材育成を進めます。

#### 1 市の取り組み

<b>学習・教育の 機会の提供</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 市民や事業者への環境に関する情報提供の充実に努めます。</li> <li>□ 環境出前講座の実施などにより、環境保護に関する市民の意識啓発に努めます。</li> <li>□ 市民講座などにおいて、身近な環境を学ぶ機会を提供します。</li> <li>□ 図書館や公民館などの社会教育施設における環境教育・環境学習の機会の提供に努めます。</li> <li>□ 図書館で環境関連図書に努めます。</li> </ul>	生活環境課 生涯学習課
-------------------------	--	----------------



<p>学校や社会での環境学習・環境教育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 環境保全に携わるボランティア及びリーダーの育成に努めます。</li> <li>□ 学校の教育活動を通じて環境教育の推進に努めます。</li> <li>□ 「こどもエコクラブ<sup>※</sup>」の活動を充実させるため、参加者の拡大、クラブ間の交流などを推進します。</li> <li>□ 独立行政法人国立青少年教育振興機構国立大隅青少年自然の家、鹿児島県アジア・太平洋農村研修センターなどと連携した各種環境学習を推進します。</li> <li>□ 家庭における環境負荷の状況を理解し、節電・節水など、環境負荷の少ない生活行動に反映するため、「環境家計簿<sup>※</sup>」の取り組みを推奨します。</li> </ul>	<p>生活環境課 生涯学習課 学校教育課</p>
----------------------------	---	----------------------------------

## 2 市民の取り組み

<p>環境学習への参加</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 環境に関する生涯学習講座や自然体験活動などに積極的に参加し、そこで得た情報を地域で行われる環境保全活動に活用しましょう。</li> <li>□ 本市や地域が主催する出前講座などの機会を活用して、環境学習に取り組みましょう。</li> <li>□ 家庭内で環境について話し合う機会を増やしましょう。</li> <li>□ みんなで取り組む環境保護を推進するために、既存の環境学習や環境教育の取り組みを積極的に広めると同時に、人材育成や人材確保に関するサポートを行いましょう。</li> </ul>
-----------------	--

## 3 事業者の取り組み

<p>環境学習への参加</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 学校で行われる環境教育に関する活動に協力しましょう。</li> <li>□ 地域で開催される環境に関する講座やイベントなどに参加・協力しましょう。</li> </ul>
-----------------	---

## 4 環境指標

指標	単位	現況値 (2018)	目標値 (2029)	担当課
こどもエコクラブの登録者数	人	206	現状維持	生活環境課
環境出前講座年間開催数	回	10	25	生活環境課
環境出前講座年間受講者数	人	953	1,500	生活環境課

## ■施策 10：環境パートナーシップの推進

- 環境情報の整備・発信を行い、市民、事業者、行政との環境コミュニケーションを推進し、パートナーシップの推進に取り組みます。

### 1 市の取り組み

環境情報の整備・発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 市民や市民団体などによる環境保全活動の取り組み内容を広く広報誌などで紹介することにより市民の理解と関心を深め、活動の活性化を促進します。</li> <li>□ 環境の現状や課題、本計画の進捗状況について取りまとめ、わかりやすく親しみやすい環境情報として発信します。</li> <li>□ 本計画の進捗状況については、中間目標年度に見直しを行い、結果を公表します。</li> </ul>	生活環境課
環境保全におけるパートナーシップの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 事業者や環境活動団体、NPO などの環境保全活動を行っている団体の実態把握に努め、協働のためのネットワークの形成を図ります。</li> <li>□ 市民・事業者が自主的に行う環境保全活動をサポートします。</li> <li>□ 国、鹿児島県、近隣市町及び先進事例自治体との環境に関する情報交流・連携に努めます。</li> <li>□ 市、市民、事業者、環境活動団体、NPO などが協力・連携を図り、協働によるまちづくり並びに地域の環境づくりに取り組むための仕組みづくりを推進します。</li> </ul>	生活環境課 地域活力推進課



## 2 市民の取り組み

環境保全活動への協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 地域で行われる環境保全活動への参加・協力を努めます。</li> <li>□ 身近な環境に関心を持ち、環境に関係する活動・イベントに参加します。</li> </ul>
環境情報の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 国や鹿児島県、市が発信する環境に関する情報の把握に努めます。</li> <li>□ 環境について、家族や友達、地域の人々と話す機会をつくれます。</li> </ul>

## 3 事業者の取り組み

環境保全活動への協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 地域の環境関連イベントなどには積極的に参加・協力します。</li> </ul>
環境情報の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 環境にやさしい商品やサービスを優先的に選択するなど、事業者としての環境保全活動を評価します。</li> <li>□ ISO14001 やエコアクション 21 などの環境マネジメントシステムを導入します。</li> </ul>

## 4 環境指標

指標	単位	現況値 (2018)	目標値 (2029)	担当課
環境報告書(仮称)の作成	-	環境白書の作成	作成・公表	生活環境課
市広報紙等への環境情報の年間掲載回数	-	月1回	月1回	生活環境課